

2006年度
民事執行・保全法講義
第2回

関西大学法学部教授
栗田 隆

目 次

1. 強制執行の意義
2. 債務名義（民執22条）
3. 執行力の拡張（民執23条）

T. Kurita

2

強制執行の特質

- **国家の執行機関**の行う手続
- **私法上の請求権**の実現
- 請求権の**強制的実現**
- **債務名義に基づいて**なされる
- 執行債権者と執行債務者の**対立的関与**

T. Kurita

3

執行の分類

- 金銭執行 ⇔ 非金銭執行
- 直接強制 ⇔ 間接強制 ⇔ 代替執行
- 本執行 ⇔ 仮執行

T. Kurita

4

執行債権と強制執行の態様

各類型の請求権に各執行方法が対応する。

1. **金銭債権** 金銭執行、間接強制(扶養債権等)
2. **物の引渡請求権** 引渡・明渡執行、引渡請求権の差押え、間接強制
3. **その他の代替的作為請求権** 代替執行、間接強制
4. **不代替的作為請求権** 間接強制
5. **不作為請求権** 間接強制、代替執行(結果除去)
6. **意思表示請求権** 意思表示の擬制

執行請求権

- 私人が自己の請求権の満足のために、執行機関に対し、強制執行の実施を求めることのできる権利
- 次のような見解などがある。
 1. 具体的執行請求権説 執行請求権は、執行法上定められた一定の条件(債務名義の執行力ある正本)のほかに、実体法上の請求権の存在を当然に前提とする。
 2. 抽象的執行請求権説 執行法上定められた一定の条件(25条参照)があれば足りる。

債務名義と執行正本

- 債務名義 強制執行によって実現されるべき債権の存在を公証した一定の(民執法22条所定の)格式文書。
- 執行正本 25条により強制執行の基本となる文書を「執行力ある債務名義の正本」(51条)とよび、略して「執行正本」と呼ぶ。

権利救済手続の中での債務名義の位置付け

執行債権の認証手続

↓ 執行正本(債務名義=執行名義)

執行手続

↑ 執行不許の判決(反対名義)

請求異議の訴え

強制執行開始までの手続

債務名義の取得（22条）

執行正本の形成（25条）

執行申立

執行開始要件の職権調査

強制執行の開始

↓
執行機関による最初の執行行為の着手

各種の債務名義（22条）

- 裁判 1号～3号
- 書記官の処分 4号・4号の2
- 公証人の作成文書 5号
- その他 6号から7号

確定判決（1号）

- 義務者が一定の行為をなすべきことを宣言した判決（給付判決）であること。
- 確定していること（民訴116条参照）。

仮執行宣言付き判決（2号）

- 仮に執行することができることが宣言されている判決（民訴259条）
- 制度目的
 1. 判決確定前における勝訴当事者の迅速な執行の実現（敗訴被告の上訴提起による確定の遅延＝執行の遅延による勝訴原告の不利益の回避）
 2. 怠惰な訴訟追行がなされないようにするための一つの調整手段（濫上訴の阻止と訴訟資料の第一審集中）。

抗告によらなければ不服を申し立てることが裁判

- 強制執行は、債務者に与える影響が大きいため、判決以外の裁判については、抗告により不服を申し立てることができる必要がある。
- 例
 1. 売却不動産引渡命令（民執83条）
 2. 間接強制決定（民執172条）

仮執行宣言付支払督促（4号）

- 裁判所書記官の処分である。
- 金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について認められている。
- 手続について、民訴382条以下参照。

訴訟費用等の負担の額を定める裁判所書記官の処分（4号の2）

- 確定不要
 1. 訴訟費用
 2. 和解の費用
- 確定必要
 1. 執行費用
 2. 債務名義の執行力消滅にともなう執行費用の返還

執行証書（5号）

- 公証人により簡易に作成される債務名義である。
- 執行力の根拠 執行受諾の意思表示。これは、訴訟行為であるが、訴訟外において私法行為と一体としてなされるので、民法の意思表示に関する規定の一部が類推適用される。
- 対象となる請求権
 1. 一定額の金銭の給付請求権
 2. 一定の数量の代替物・有価証券（株券・国債など）の給付請求権

確定した執行判決のある外国判決（6号）

- 国際交通の促進のために、外国判決も一定の条件を満たせば、日本で効力をもつ（民訴118条）
- 執行判決の手続（民執24条）

確定した執行決定のある仲裁判断（6号の2）

- 仲裁判断（仲裁法2条1項参照）
- 仲裁判断の承認（仲裁法45条） 仲裁地が日本国内あるか否かを問わない。
- 仲裁判断の執行決定（仲裁法46条）

執行力の拡張

- 債務名義の機能を向上させるために、債務名義に表示された当事者以外の者にも、執行力が及ぶ。（23条）
- 執行力の及ぶ者は、執行文において執行当事者として個別的に明示される。26条2項。

執行力の主観的範囲(1)

民執法23条

1. 当事者
2. 被担当者
3. 債務名義成立後の承継人（口頭弁論終結後の
4. 請求の目的物の所持者

訴訟担当

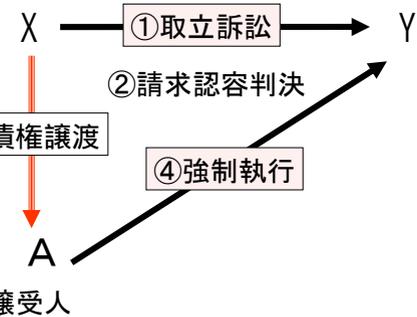
①破産手続開始



④破産手続開始決定の取消し



口頭弁論終結後の承継人



執行力の主観的範囲(2)

その他

1. 占有移転禁止仮処分執行後の占有取得者
(民保62条、民執83条の2)
2. 建物収去土地明渡請求権の保全のための建物の処分禁止仮処分がなされた後の建物取得者
(民保64条)